第千二百九十五号

平成十四年

木 曜 日

六月十三日

目 次

告 示

土地収用事業の認定......

公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正

遊技機の型式の検定.....

示

## 告

山梨県告示第二百六十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、 次のとおり土

地収用事業の認定をした。

平成十四年六月十三日

山梨県知事

天

野

建

起業者の名称

長坂町 事業の種類

(仮称)三分一湧水公園整備事業

起業地

Ξ

収用の部分 北巨摩郡長坂町大字小荒間字小泉地内

使用の部分 なし

兀 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

長坂町役場三分一湧水公園等整備推進室

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

関する工事は、完了した。

平成十四年六月十三日

山梨県知事

天

野

建

開発区域 ( 工区 ) に含まれる地域の名称

中巨摩郡田富町山之神字鍛冶新居三六二五の一、三六二五の二、三六二五の八及び

三六二五の九

| 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都台東区上野七丁目十四番四号 ダイワロイヤル株式会社 代表取締役

赤土

勇

# 公安委員会

# 山梨県公安委員会告示第二十九号

.....IIII | O

:.... = \_ \_

委員会規則第七号) 第四条の規定により告示する。 日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安 員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された 信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委

平成十四年六月十三日

山梨県公安委員会

委員長

古

屋

忠

彦

別表第一中

六四 路交差点)野春小下塚川公民館線との十字野春小下塚川公民館線と町道日先(町道富岡南新居線と町道日北巨摩郡長坂町渋沢九九五番地 渋沢 告示第二八号平成一四年五月三〇日

「を

	•
六五	六四
番地の一先(国道二〇号と村道北巨摩郡武川村三吹一、六四二	路交差点) 野春小下塚川公民館線との十字野春小下塚川公民館線と町道日先 ( 町道富岡南新居線と町道日北巨摩郡長坂町渋沢九九五番地
舞鶴松入口	渋沢
告示第二九号日二日日	告示第二八号 告示第二八号

Щ

																	1
_਼ੋ ਣ	七五五	, IĆ	_	_	_	_		_	_		_	<sup>っ</sup> を 			ľ		Щ
			<u> </u>		四四四	四三		四	<u>元</u> 一		四 〇			四 〇			梨県
	交差点) できたい できない できない (市道青梅支線と市道堂前二号線との十字路 山梨市上石森九七五番地の一先		交差点) 交差点) 交差点) で多点が、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	受人 であった では、 一大に、 一大の一名 では、 一大の一名 では、 一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一	D八 -代 - 七郡	石和線との丁字路交差点)先(県道中道塩山線と県道藤垈東八代郡境川村石橋七〇二番地	道藤垈石和線との丁字路交差点) 地の五角(県道甲府ノ代線と県	也の立た、是道甲牙した泉に是東八代郡八代町南二、七八五番	道藤垈石和線との丁字路交差点)〇番地先(県道甲府八代線と県東ハ代郡石和町小石和二、七〇	は、はは、「日本」とは、これでは、「日本」とは、「日本」には、「日本」とは、「日本」とは、「日本」とは、「日本」とは、「日本」とは、「日本」とは、「日本」とは、「日本」とは、「日本」には、「日本」には、「日本」とは、「日本」には、「日本、「日本」には、「日本、「日本、「日本、「日本」には、「日本、「日本、「日本、「日本、「日本、「日本、「日本、「日本、「日本、「日本	と丁道一四号泉とがそつるトネ番地先(県道石和温泉停車場線東八代郡石和町松本一、一七八		路交差点)	と丁道一四号線とがそつるトア番地先(県道石和温泉停車場線東八代郡石和町松本一、一七八一		十字路交差点)舞鶴線と村道下三吹七号線との	公 報 第千二百九十五号 平
	上石森南				一ノ沢	石橋北		南区中央	当 見 標 東		石和温泉駅南			石和温泉駅南			平成十四年六月十三日
	告示第一八号四月四日		告示第二九号		告示第二 1号 平成一四年六月一三日	告示第二九号平成一四年六月一三日	世 才第二 ナモ	られる 平成一四年六月一三日	告示第二九号平成一匹年六月一三日		告示第一八号平成一四年四月四日			告示第一八号平成一四年四月四日			十三日
				-	Н			Н					_		L		
を		<u></u>	1		I				_	' を			ľ				
			六七	六六	六 五		六四		六三			兰		七六		七五	
	交差点) 一一会には、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大		との十字路交差点)出り、おります。との十字路交差点)との十字路交差点)との十字路交差点)との十字路交差点)との十字路交差点)との十字路交差点)との十字路交差点)との十字路交差点)との十字路交差点)との	国道四一一号単路) 塩山市上粟生野一三三番地先(	先(県道塩山勝沼線単路)塩山市三日市場三、三七二番地	(リ) 近代 L服済との十字路交差点)	七、晨道塩山券召泉に農道に下塩山市牛奥一、九七三番地の二	回道路との十字路交差点)	◇曽一、ごう泉ンニロスかとであります。 三先(県道塩山勝沼線と市道下塩山市上於曽一、八五四番地の塩山市上於曽一、八五四番地の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の		回道路との十字路交差点) 「一世紀と塩山駅前広場周」	三も、浸道塩山券召泉と市道下塩山市上於曽一、八五四番地の		り線との十字路交差点)	交差点)	泉と市道堂前二号泉との十字各(市道青梅支線と市道堂前一号山梨市上石森九七五番地の一先)	
	入勝 口 小 中 学 校		口	塩山北中前	恵林寺前		花園		塩山駅前			塩山駅前		山梨市役所東		上石森南	
	告示第二八号 日 日		告示第二九号平成一四年六月一三日	告示第二九号平成一四年六月一三日	告示第二九号平成一四年六月一三日	生えきニナモ	告		告示第一八号平成一四年四月四日		F 7 5 - / F	告示第一 <b>、                                   </b>		告示第二九号		告示第一八号平成一四年四月四日	ΞΞΞ

梨
県
公
報
第千一
一百九十五号
号
平成十四年六月十
日

Щ

に改める。	_ m	_ m				一三六		_	=	=		
් වී	四一		九	一	土		五	四四			<b>→</b> □ [	
	点) 道西丸尾二号線との十字路交差 一七号先(市道武蔵三号線と市 富士吉田市竜ヶ丘一丁目一〇番	丸尾三号線との十字路交差点)号先(市道武蔵三号線と市道西萬士吉田市竜ヶ丘二丁目二番九	交差点) 線と市道武蔵五号線との十字路番二〇三号先(市道西丸尾四号富士吉田市竜ヶ丘三丁目八九八	西丸尾三号線との十字路交差点)一号先 ( 市道武蔵五号線と市道富士吉田市竜ヶ丘三丁目五番三	中央通り線との十字路交差点)地の九先(国道一三九号と市道富士吉田市上吉田三、八六二番	一色線同士との丁字路交差点)八番地の一先(県道河口湖上九南都留郡河口湖町河口二、三二	差点) 青木ケ原河口湖線との丁字路交八番地先(国道一三九号と県道中都留郡足和田村西湖二、〇六南都留郡足和田村西湖二、〇六	一号線との十字路交差点)先(市道中央通り線と市道西裏富士吉田市松山一丁目九番二号	天町佐数線との十字路交差点)号先(市道中央通り線と市道弁富士吉田市松山一丁目六番一六	点)	交差点) 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	
	甲 越 織 物 前	竜ヶ丘会館北	東赤坂児童公園	竜ヶ丘会館南	中曽根	広瀬	富岳風穴前	松山一丁目	竹原橋東	鐘突堂入口	<i>)</i>	勝山小中学校
	告示第二九号	告示第二九号平成一四年六月一三日	告示第二九号平成一四年六月一三日	告示第二九号平成一四年六月一三日	告示第二九号平成一四年六月一三日	告示第二九号	告示第二九号平成一四年六月一三日	告示第二九号平成一四年六月一三日	告示第二九号 平成一四年六月一三日	告示第二九号平成一四年六月一三日	2月 万第二 人名	平成一四年五月三〇日
_		日	百	日	日	日	百	日	日	目		Ħ
	 :						 _っを					7
	九七七	「 別表第十中 に改める。				<i>†</i>	_				六七〇	別表第三中
	甲上県 府芦 線川道	<del>T</del>				士口県 線湖道 富河					上口県 泉湖道 富河	T
	線川 五番地先(蛍見橋南詰) 東八代郡石和町小石和二、			○メートル)	イス五大が それである でいかでは、 でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	へいいのでは、 アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	3 3 3 1 1		〇メートル) () まで(二三)	L X が D S S S S S S S S S S S S S S S S S S	大船都 三津留 哲学郡河 也丸江 大尾湖	
	南石語和二、		)除車に く両7 。を1	□両びヤ □並軽 I / □び車及っ	`クスク \シ `ロマ (	`型ス路車 アバ`線፫ ſス大バ		で除車に配 く両下立 を山て	可びヤ `ク 佐軽 <sup> </sup> ハシ が車及イ <sup> </sup>	フスク `型フ ノ `ロマバ 「タバイスプ	、路車 、線両 たバ	
_	六七	_			時日月かまニータ で四九同	N日月四平 5○一年点 同時○八-			の 問 で で	詩日月か日月 ま二二ら○- で四○同時-	-八一	
	石和					古富田士	- - -			<u> </u>	吉富田士	
	二五四号四十二七					告示第二九号 第二九号 一四年之月					告示第二三号 平成一三年六月七	

 $\equiv \\ \equiv$ 

1、 ○								
1	ıź	った				<sup>っ</sup> を	اذ	
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□					<u> </u>	<u> </u>		七七
1	五五	1 1				Ŏ	Ŏ -	
の番地先(第月編集)交差点	_	線山県 勝道 沼塩	号一国 線四 〇道	敷力県 線小道 屋万	号一国線四 〇道	線木県 坪道 井末	宮荒県 線屋 一道	八道
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	綿貫商店前)	先(恵林寺前)	先(雨宮方前)	市役所東)交差点山梨市小原西九一番地先(山	(中村二郎方前)交差点山梨市上神内川九一番地先			橋小
中央成一四年六月   一二三十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	—————————————————————————————————————	地	曲 地 ———————————————————————————————————			<u> </u>	Ö	点七
中央成一四年六月   一二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		塩	塩			— 石	石	石
	<u>—</u> П			<u>下</u> 告一平			一 和 一 一 四	
一、五七四		月	<u>-</u> -	月月	<u>-</u> -	月_	<u>-</u>	
1		を	Ķ	<u></u> を	ار	を	Ľ	を
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	九〇	九	t	一、七四	五	五七		
塩山市下小田原二一一番地先(風穴売店前)の一型山地金保育所入口)交差点を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開始して、一型山地・大の一型を表して、一型山地・大の一型を表して、一型山地・大の一型を表して、一型山地・大の一型を表して、一型山地・大の一型を表して、一型山地・大の一型を表して、一型山地・大の一型を表して、一型山地・大の一型を表して、一型山地・大の一型を表して、一型山地・大の一型を表して、一型山地・大の一型を表して、一型山地・大の一型を表して、一型山地・大の一型を表して、一型山地・大の一型を表して、一型山地・大の一型を表して、一型山地・大の一型は、大の、、大の一型は、大の一型は、大の、大の、、、の、一型は、大の、、、、、の		号四国						号線
			<u> </u>			八南		
一	山北中前)	山市上粟生野一三三番地	七号先(甲越織物前)交士吉田市竜ヶ丘一丁目一	七号先(渡辺勘重方前)士吉田市竜ヶ丘一丁目一の	番地先(富岳風穴前)交都留郡足和田村西湖二、(		金保育所入口)交差点山市下小田原二一一番地:	
	<u></u>	<u></u>	左〇 点番 ———————————————————————————————————				<u></u>	
山   田王   田王   田王   田王   田王   田王   田王	塩	塩	吉富				塩	_
	告一平	三五	告一平 示三成第日二		田士 告一平 示三成 第日		告一平 示三成 第日 四	

ᆫ

l	L	季男と	幸	第二二百十一五号 三万一四年之	四年プ月十三日				= ;
7	四	五七	号村 線道 一	地の一先(一ノ沢)交差点東八代郡境川村小黒坂五一九番	四 石和 平成一四年六月	1,00	市道	先(渡辺方東側)   田本二号   宮宝士吉田市松山一丁目九番二号   宮	田田 第五九号 第五九号
	' IĆ				L	「を			
	四	五九三	沼塩県 線山 勝道	先(清水政喜方西側交差点)塩山市牛奥一、九七三番地の二	塩山田子子・一・一	-, 000	削除	田宣	田 一三日 一二十八号 一二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
-	を 「				\$\frac{1}{2} \\ \frac{1}{2} \\ \frac	1, 001	削除	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	田 一三日 一三日 一三日
	四	五九三	泉山県 勝道 沼塩	先(花園)交差点塩山市牛奥一、九七三番地の二	四二年二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	, IĆ			
	ΙĆ					— — 四 四	市道	二郎方前)	日下部四九・七・四二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
	四	八七四	教町 線道 文	六三番地先 ( 町立病院前 )	原 三〇日 三〇日 三〇日 三八号	「 を 一、 一 四 四	削 除		日下部一平成一四年六月
	゚を				L				告示第二九号
	四	八七四	教町 線道 文	六三番地先 ( 町立病院前 ) 北都留郡上野原町上野原三、一	原 三〇日 上野 平成一四年五月	- 、 六 六 八	市道	富土吉田市上吉田三、八六〇番   宣	富士吉 五八・九・八
	四	八七五	存県 八道 代甲	地の五先(南区中央)交差点東八代郡八代町南二、七八五番	三 石和 平成一四年六月	六六九	市	八六四番	富士吉 五〇・八・一九
	<u>ٿ</u>		市は		<u></u> 富 士				
	匹	ハナ	線央市 通道 り中	先(松山一丁目)交差点置土吉田市松山一丁目力番二号	古田 一三日 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	一、六六八	削 除		量士吉   平成一四年六月
	引表第-	別表第十六号中改める。	Ť		·	-	Ì	Ш	告示第二九号
			市	号先(堀内方東側)  富士吉田市松山一丁目一〇番八	田一八二・一二・一	一、六六九	削除	田宣	田 告示第二九号 告示第二九号
					第五九号	ΙĆ			

っ を を を ľ ľ ビ Ш Ę 三 \_ \_ 梨 三六 三六 九九九 九九八 九九九 九九八 九九七 県 公 報 号四町 線四 九道 削除 削除 号西市線裏 り松市 線山 通道 削除 削除 市 第千二百九十五号 道 一道 号富 小山 先 (渡辺権七方南側)富士吉田市松山一丁目 八東 八番地先畑東部 小幡嘉幸方北側出梨市上神内川 '先(堀内商店西側)『土吉田市松山一丁目 側前 (大間田入口) 乛 平成十四年六月十三日 〇 五 一 番四号 番 番地 田富士吉 田富士吉 田富士吉 日下部 田富士 日下部 石和 害 告示第二九号 一三日 不成一四年六月 告示第二九号 一平成一四年六月 三五号四 告示第二九号 一三日 平成一四年六月 ・ 第告八平 五示 九 九 号 -第告/ 五示 九 号 三五 告示第一 一三日平成一四年六月 号・ 百 <u>-</u> 二九号 二九号 五 を ľ を ľ 六 五 <del>Į</del> 四 四 四 四 四 四 四 七六三 七六三 八六七 八六六 八六五 八六四 八六七 八六六 八六五 六九 )地(市 農樹 道園道 県 削 削 削 削 削 市 市 市 除 除 除 除 除 道 道 道 道 号先 (自動車検査場東側)富士吉田市竜が丘三丁目四番 号先 (自動車検査場南側)富士吉田市竜が丘三丁目四番 水忠次方北側) 塩山市牛奥一九五二番地先(清 七号先 (メルシー菓子店北側)富士吉田市竜が丘三丁目二番 〇号先 (堀内征一方東側)富士吉田市竜が丘三丁目五番 南都留郡足和田村西湖二〇六八 田富士吉 田富士吉 田富士吉 田富士吉 田富士吉 田富士吉 塩山 田富士吉 田富士吉 富士吉 塩 Щ 五五 五六 号・ 五九・ 五五 五六 号・ 五五 五六 号・ 五五 五六 号・ 平成一四年六月 一三日 平成一四年六月 一三日 平成一四年六月 一平 一三日 平成一四年六月 一五 告 五六 号・ 三 宗第二九号 二九号 宗第二九号 三日 三日 -成一四年六月 宗三 第日 宗三 第日 ≡ : \_ -二九号 二九号

九

七

\_

九九七

石

和

九

7:二七

四

八六四

市

道

九

九

_		゚゚゠			، اذ			゚゚゠゠゠			ŢĘ		っを	
	ţ		ţ	ţ,		六	六		六	六		六		
	八三五		八三六	八三五			三九		四〇	三九		六九		
	削除		号武市 線蔵 五道	号武市 線蔵 五道		削除	削除		三西市 号丸 線尾道	三西市 号丸 線尾道		削除		湖原青線河木口ケ
			方所有田北側)番地の二〇三先(「萱沼茂司」番地の二〇三先(「萱沼茂司」富士吉田市竜ヶ丘三丁目八九八	側) 一号先 (「渡辺美代子」方南東 富士吉田市竜ヶ丘三丁目――番					○号先(浜野方北側)富士吉田市竜ヶ丘二丁目八番四	号先(幡野秋年方西側)富士吉田市竜ヶ丘二丁目二番九				番地先(風穴売店西側)
	田富士吉		田富士吉	田富士吉		田富士吉	田富士吉		田富士吉	田富士吉		田富士吉		田
-	吉 告一平		<u>吉</u> 二平	二平			<u>吉</u> 告一平		吉_ 四五	一 吉 四五		告一平 告一平		_
	告示第二九号 一三日		二平 八元 号・八	二平 八元 号・ 八・		告示第二九号 一三日 平成一四年六月	告示第二九号 一三日 平成一四年六月		四五 三九 号・ 九	四五 三九 号 九		告示第二九号 一三日 平成一四年六月		— 四 号
	九年六月		<u> </u>	=		九年  号六  月	九年六月		· 0	-		九 年 号 六 月		
	, ,				_	, ,	, ,	J L				-	L	-
<u>-</u>		,	_ <sup>¬</sup> を		_		_ <sup>っ</sup> を		_ از		っを 		. اــــ	
/ <u>'</u>		J 7		八五		7	1	八五		三 		三   		し 、 、 、 、
<b>デ</b>		<i>J</i>	<u>-</u>	五八二	-	<i>I J C</i>		八〇		= 0		= 0		八三六
- 県		当 院	<u>J</u>	佐弁市 数天 線町道	i i	当		佐弁市 数天 線町道		削除		和石県線橋 石道		削除
				号先(松山工業東側)				白須方東側) 白須方東側)				」方所有畑前) (「小林三千代三〇番地の一先 (「小林三千代東八代郡八代町南字渋田二、八東八代郡八代町南字渋田二、八		
三二富士書平七・二・二〇二		告示第二九号 四 一三日		田出き、田田の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の		田二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		田士吉 平六・一二・一		石和 平成一四年六月	L	石和平五・二・一五	L	田 告示第二九号 二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二

っ を を ľĆ ľĆ を Ш 九 九 九 九 九 九 八 梨 七五五  $\equiv$  $\equiv$ 七五四 六三九 県 公 報 削除 色上河線九口 一村寸 一村 削除 号六農線〇 号六農 線〇 削除 믁 믁 第千二百九十五号 五道 線道 線道 五道 一湖 ・先東東へ八世界の パス西詰交差点の旧道側)○番地の三先 (河口湖北岸バイ 側第地東 側第地東 ・先東 側・北進車両) ポリー 北進車両) 地名 (平岡陶進方南東八代郡境川村小里 側・南進車両) ポスパー (平岡海地代 (平岡陶進方南側東八代郡境川村小黒版 ・西進車両) 元(工ル昭和書 車ル郡 南昭境 )和川 ·南東角交差点西側:村石橋八〇〇番地 |南東角交差点東側| |村石橋八〇〇番地 平成十四年六月十三日 字南黒 子路交差点 北南城三六六番 路側坂 交耕五 差作 南路番 石和 石和 石 石 田 石 石 田富 王吉 和 和 和 和 告示第二九号 一三日 平成一四年六月 告示第二九号 一三日 不成一四年六月 第告六平三示 一号 告一 示三 第日 第告 九示 号 第告平 第告平 第告六平 平 三成 -| |. – 二九号 二九号 0 号 0 四年六月 二九号 七 七 八 ĺĆ ľ を を を に改める。 別表第三十三中 三七 三七 九 九 九 九 Q Q 八六六 八六六 七五五 七五四  $\subseteq$  $\subseteq$ ス見九国 バ号道 イ富一 パ士三 玉 道 二道区花農 号路支園 第線地道  $\equiv$ 削 村 削 削 削 除 除 除 除 富士吉田市上吉田 先 (市立病院入口交差点)富士吉田市上吉田一、七 道 進清山車水市 西西 喜野原四四 一、 側四 交差点型 北進車 七 六番地 六番地 両 五 西先 側 六 兀 兀 長坂 塩山 石和 石和 長 塩 告示第三年 亚 成 坂 Щ 告示第二九号 -平 E成 一平 三成 -平 告 -平 第告三平 平 三二号八月九日 年 宗第二九号 三日 宗第二九号 二九号 宗一成 第月一 四二年 Ξ成 宗三成 第日二 成 成 <u>-</u> ·示 믕 八月九日 一四年六月 四年六月 四年六月 四年六月 九号 号日 •

ᆫ

\_

Ш

		l
三九	三八	
通市 り道 線中 央	通り線中央	ス見九 バ号 イ富 パ士
(松山一丁目)交差点富士吉田市松山一丁目九番二号先	先(竹原橋東)交差点富士吉田市松山一丁目六番一六号	先 ( 市立病院入口交差点 )
四	四	
告示第二九号平成一四年六月一三日	告示第二九号平成一四年六月一三日	告示第三二号

### に改める。

四〇

九国 号道

の九先 (中曽根) 交差点富士吉田市上吉田三、八六

番

地 Ξ

告示第二九号平成一四年六月

百

Ξ

# 遊技機の型式の検定

規定により公示する。 四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、 技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第 第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊 [俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号) 同規則第九条第一項 の

なお、 ·成十四年六月十三日 検定の有効期間は、 平成十七年六月十二日までとする。

## Щ 梨県公安委員会

### 員 長 古 屋 忠

彦

商会

代表取締

規則第六条第

麻 C C E アンドウラ

大株 一 商 会 社

1001四三

動第二(物種)

|番地| |屋市中村区鴨付町

号則イ第

() 分别 表第

式     の       成遊技機     型     式       の     型     式       大遊技機     型     式       大流失業     型     式       大流失業     型     式       大空大     型     式       大学     大学     大学       大学     大学     大	株式会社オリンピア 代表取	号愛宕東洋ビル七階 東京都港区愛宕一丁目三番四東京都港区愛宕一丁目三番四会社 代表取締役 スコット会社 代表取締役 スコット	号愛宕東洋ビル七階東京都港区愛宕一丁目三番四東京都港区愛宕一丁目三番四会社 代表取締役 スコット会社 代表取締役 スコット	申請者氏名又は名称及び住所	
1141	回胴式遊技機	五) 二号(別表第 別系第 回胴式遊技機	五) 二号(別表第 別表第 與則第六条第	及び区分 ( 区分	
株式ヤテア 会パイイ 会パージ 株ジー 株ジー 株ジー 本     芸ヤテアイイジ 名輸造 名入又 株ジー 二四〇〇 元       上四〇〇 元     工四〇〇 元	ダイキチ	ンエ イ リ ア	モンロー	式	
一四〇〇	株式会社	式 ヤテア 会パージー 社ン 株ジー	式 ヤテア 会パージー 社ン 株ジー	者輸造	
八九 五 号 号	二四〇〇八九	二四〇一五七	四〇     -	定番	

の一 関山県新見市高尾三六二 関山県新見市高尾三六二 は野慎一 山佐株式会社 代表取締 に

番地

X ネネッオ トプラ

会山 社佐

株式

\_

四〇二〇七

締役

到役物 第一種特別電

番五号 大阪府堺市旭 株式会社ネッ

旭ヶ

·丘北町

 $\overline{T}$ 

应

五二号(別東 規則第六条 別表第第 第第幾

 $\vdash$ 

代表取締役

タ

イキチ

ネ株 ッ式 ト 社

四〇

九四

株式会社エレコ

代表取締役

回

胴式遊技機

ク

イワン

株式会社

四〇

六

旭ヶ

丘北町一丁

应

五二号(別表第 回胴式遊技機

ザウルス

ネッ 大ツ 大会社

四〇

五五

1

代表取締役

#式会社大一商会 代表取締 ぱちんこ遊技 CR夢の 株式会社 二〇〇一九六 機 が 100 に 100				
第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	丁目二二番地知県名古屋市中村区鴨付町市原茂 代表取締式会社大一商会 代表取締	丁目二二番地 村	村 区 代 鴨 表 付 取	一番七号  東京都台東区東上野二丁目
大株 一式 商会 商会 会社     大株 一式 一式 同会 合会 会社     大株 一式 り 会社     アオ リ の会 会社       会社     会社     と社	第二十八別表見明第六条第機といる。	動役物 特別電 第二分 (別表 ) 別表 ) 別電	動役物 特別電 ポーラン (別表 )	五) 規則第六条第
	麻ム C 雀チ R ッド クラ	超 日 日 日 日 日 日 の	超 C R 夢 M の	クラブ
二 二 二 二 1000 11	大株 一式 商会 会社	大株 一式会 会社	大株 一 高 会 社	アオリンピ
	二〇〇一九六	10011111	1100111111	

山 梨 県 公 報 第千二百九十五号 平成十四年六月十三日	地二五   五)   トライン   エレコ   本田貞夫   規則第六条第   レバンナ   エレコ

発行者	山梨
山梨	県公報
県甲府市丸の内一丁目六番一号	第千二百九十五号
丁目六番一号	平成十四年六月十三日
印刷所(株サンニチ印刷	-  日
印刷《甲府市北口二丁目六番》	
	=